平成２１年（フ）第２０１１号
札幌市北区太平７条２丁目２番７号
債務者　河村　寿人
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３０号
札幌市西区西野４条１丁目２番19号
債務者　長内ひろみ
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３７号
札幌市南区南沢６条３丁目１番10号　コーポ東１－Ａ号
債務者　佐々木義則
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４２号
札幌市豊平区中の島１条７丁目７番24号　第一北祐コーポ302号
債務者　大崎　和子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４４号
札幌市豊平区平岸１条19丁目２番47号
債務者　橘井　輝子（旧姓荒関）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５４号
札幌市北区篠路３条３丁目５番１号
債務者　太田　義定
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８７号
北海道江別市東野幌本町７番地の１　のっぽろシティハウスＦ棟702号室
債務者　兵庫　奈美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９７号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番３－313号
債務者　三浦　英昭
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０５号
北海道千歳市住吉２丁目10番４号
債務者　野澤　育子（旧姓水上）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１９号
札幌市南区川沿16条２丁目１番24号　フロスティ川沿Ａ103号
債務者　佐藤　芳夫
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９９号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番26－203号
債務者　川島真由美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０８号
札幌市中央区南８条西13丁目２番37－301号
債務者　元谷イナヨ
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３３号
札幌市白石区東札幌４条５丁目１番17－202号
債務者　秋田谷弘子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１号
北海道稚内市こまどり４丁目13番５号
債務者　山口　博志
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第１５５号
群馬県高崎市中居町２丁目２番地31
債務者　庄子　哲夫
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２４４号
群馬県高崎市箕郷町下芝449番地４
債務者　渡辺　正雄
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２３３号
千葉県松戸市稔台８丁目10番地の16ハイトマンション102号、申立時の住所千葉県松戸市松戸新田94番地の177
債務者　尾形　功一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部